

福岡県内周遊バスツアー『よかバス』の新規ユーザー層獲得業務委託 企画提案公募実施要領

以下のとおり、「福岡県内周遊バスツアー『よかバス』の新規ユーザー層獲得業務」（以下、業務という）の委託先を選定するための企画提案公募を実施します。

1 業務の目的

令和6年度から、県内周遊バスツアーを一括して紹介するポータルサイトを開設し、掲載するバスツアー『よかバス』をブランド化するべく、様々な媒体を通じてプロモーションを行った結果、同年度は890本のツアー催行と約2万7千人の参加者を得た。

一方で、利用者属性を見ると、バスツアーの利用者層が、「福岡県在住」の「バスツアー経験者層」にとどまっており、「県外在住」の方や、「バスツアー未経験者層（主に若年者層）」への認知・利用が不十分であることが課題として明らかになった。

本委託業務は、現在行っているプロモーションでは対象としていない「県外在住」の方や、「バスツアー未経験者層（主に若年層）」に特化したプロモーションを実施することにより、『よかバス』をより幅広い層に認知・利用してもらうことを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 「福岡県内周遊バスツアー『よかバス』の新規ユーザー層獲得業務」
- (2) 事業内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 予算額（消費税及び地方消費税含む）
21,701,100円
- (5) 成果物
 - ①事業報告書
紙媒体：A4判冊子 2部
電子媒体：Word、Excel、PowerPoint のいずれかにおいて編集可能なファイル形式と、その内容をPDF化したものの両方 1部
 - ②制作物
本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

3 企画提案で求める内容

別添「仕様書」に定める業務内容を網羅した上で、以下の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 会社概要
 - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
- (2) 実施体制
 - ・本事業への取組体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
 - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
 - ・個人情報保護に関する取組（個人情報の管理方法、プライバシーマーク取得状況等）
- (3) 業務スケジュール

- ・本事業の取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (4) 類似事業の受託実績
 - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (5) 見積書
 - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は消費税を最後に加算すること

4 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること
- (2) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 以下のアからカのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供（契約金額の100分の10以上）が確実にできること。ただし、次のいずれかの場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
 - イ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (5) 共同体で応募する場合は、下記の要件を全て満たすこと
 - ア 上記要件（3）については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件（4）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること
 - ウ 必ず代表団体を定めること
 - エ 各構成員は、本募集への単独応募又は他の共同体での応募を行っていないこと

5 企画提案公募のスケジュール

- ① 公募及び質問受付開始

令和7年11月19日（水） ※下記「7 質問受付及び回答」を参照
- ② 質問の締切

令和7年11月25日（火）17時まで
※回答は11月28日（金）までに福岡県ホームページに掲載
- ③ 応募申込の締切

令和7年12月2日(火)17時まで

※下記「9 企画提案書に係る提出書類、提出方法」を参照

④企画提案書の提出締切 ※下記「8 応募申込」を参照

令和7年12月9日(火)12時まで

⑤書面審査の実施

令和7年12月10日(水)～12日(金) 予定

⑥審査結果の通知

審査終了日の翌日以降に発出予定

⑦契約締結

令和7年12月中旬

6 公募説明会

公募説明会は行わない。

7 質問受付及び回答

質問は、令和7年11月25日(火)17時までに、様式第1号「質問書」を、下記「12 連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】福岡県内周遊バスツアー『よかバス』の新規ユーザー層獲得事業」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和7年11月28日(金)までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要項を掲載している県ホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況のほか、本県が受け付けないと判断したものについては、回答しない。

8 応募申込

本業務に企画提案書を提出する場合、令和7年12月2日(火)17時までに、企画提案公募応募申込書(様式第2号)により、下記「12 連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。

メールの件名は「【応募申込】」とし、本文中に担当者の連絡先について記載すること。

9 企画提案書に係る提出書類、提出方法

(1) 提出書類

①企画提案書・・・A4判(タテ・ヨコは任意)正本1部、副本6部

②見積書(項目ごとに積算)・・・A4判(タテ・ヨコは任意)正本1部、副本6部

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は、消費税を最後に加算すること。

③上記①・②のPDFデータ

(2) 提出方法

上記(1)①・②「企画提案書・見積書」については、下記「12 連絡先」に記載する宛先に郵送もしくは持参すること。(提出期限までの必着とする)

また、(1)③「企画提案書・見積書(PDFデータ)」については、下記「12 連絡先」に記載する宛先に提出すること。(8MBを超えるデータについては、大容量データ転送サービス等で送付すること)

(3) 提出書類の取り扱い

①提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。

②提案書の作成に要した費用、その他応募に要した費用については企画提案事業者の負担とする。

- ③本要領に示した応募資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- ④提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

10 提案企画の審査・委託先候補者の選定

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、高い評価点を得た提案事業者を委託先候補者として選定する。プレゼンテーションは実施しないが、提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合がある。

(1) 選定委員会について

当委員会の事務局は福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- ①審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- ②審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。

(2) 審査基準

- ・審査は、下表に示す評価項目により採点する。
- ・合計点数が最も高い提案事業者を委託先候補者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しない。
- ・提案事業者が1事業者の場合においても審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託先候補者として選定する。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
ア. 業務内容に関する提案	・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案になっているか。	10
	・「県内周遊バスツアー『よかバス』」の新規ユーザー獲得に向けたプロモーションとして、効果的かつ実現可能なスケジュールで情報発信を行うものとなっているか。	30
	・情報発信手段（活用する広報媒体等）について、事業の趣旨及びターゲットを踏まえた提案となっているか。	20
	・情報発信のイメージが湧く、具体的な提案となっているか。	10
イ. 業務実績	・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	10
ウ. 業務実施体制	・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	10
エ. 提案金額（価格点）	・算定式 満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切捨て）	10
合計		100

1 1 契約締結について

- (1) 福岡県は、委託先候補者に委託業務の内容等について確認の上、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。協議を重ねても合意に達しない場合には当該委託先候補者とは契約を締結せず、次点の者を繰り上げる。
- (2) 委託業務の内容は、委託先候補者が提出した企画提案内容をベースとするが、(1)の確認・協議の過程で福岡県が内容の修正を求めることがある。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (3) 契約に当たっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供すること。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額を契約金額の100分の10以上とし、履行保証期間を契約締結日から契約期間の末日までとするもの）を締結し、その証書を提出したときや、過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出したときなど、契約保証金等が減免される場合がある。
- (4) 委託料の支払いは精算払いとする。
- (5) 契約に当たっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、直ちに契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1 2 連絡先

「7 質問受付及び回答」、「9 (1) ③企画提案書・見積書の PDF データ」については、下記担当宛とすること。

＜住所＞〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

＜担当＞ 岩田、江上

＜電話＞ 092-643-3429

＜メールアドレス＞ kanshin@pref.fukuoka.lg.jp